

団地住替え支援事業(新婚世帯)チェックリスト

申請書類と併せて提出してください。

申請前にご確認ください。		チェック欄
	転居先の住所は、「高経年住宅団地」一覧の中に記載がありますか？ ※一覧に記載のない住所への転居は、本補助制度の対象外です。	☐
	転居前の住所は、「高経年住宅団地」一覧の中に記載のない住所ですか？ ※一覧に記載のある住所からの転居は、本補助制度の対象外です。	☐
	婚姻期間は、令和8年1月1日～令和9年2月28日※の間ですか？ ※新婚世帯の所得が500万円未満の場合は～令和9年3月31日	☐
	婚姻時の夫婦双方の年齢は39歳以下ですか？	☐
以下①～⑯の書類をご用意ください。		チェック欄
①	補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）	☐
②	住宅手当支給証明書（様式第2号） (職場から住宅手当の支給がある場合)	☐
③	誓約書（様式第3号）	☐
④	個人情報確認同意書（様式第4号）	☐
⑤	婚姻を証明する書類（戸籍謄本や婚姻届受理証明）	☐
⑥	在留カード又は特別永住者証明書等の在留期間が確認できる書類の写し (申請時に在留期間が2年以上あること) (外国人住民の場合)	☐
⑦	世帯の所得がわかる書類（所得（課税）証明書） ※令和7年所得分（令和8年度課税分）を提出してください。 ※市外から転入された方は、前住所で所得（課税）証明書を取得してください。 ※源泉徴収票は不可とします。 (令和8年1月1日時点で千葉市に住民登録がない場合)	☐
⑧	貸与型奨学金の返済額がわかる書類 (奨学金貸与証明書等) (貸与型奨学金の返済を行っている場合)	☐
⑨	対象講座の受講等が確認できる書類	☐
入居対象となる住居に関する書類 (所在地・契約者名（又は所有者名）がわかる書類)		チェック欄
⑩	住居の売買契約書の写し	☐
⑪	※売買契約書で住宅取得費用の相当額が確認できない場合 固定資産税関係証明等 中古住居を購入した場合	☐
⑫	住居の賃貸借契約書の写し 住居を賃借している場合	☐
⑬	リフォーム工事の契約内容（工事期間含む）が確認できる住居の工事請負契約書または請書の写し 住居をリフォームした場合	☐
⑭	リフォーム工事前後の様子が確認できる写真等	☐
⑮	住宅ローン返済の契約内容を確認できる金銭消費貸借契約書等の写し 住宅取得費やリフォーム費用に住宅ローンを利用する場合	☐
対象費用の支払いを確認できる書類		チェック欄
⑯	新居の住居費を支払ったことを証する書類（領収書の写し等） ※取得費、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料を支払ったことを証する書類を提出 ※支払者、支払った期日、支出先、内訳、金額が記載されているもの ※住宅ローンを利用している場合は、月々の支払いが確認できるもの	☐
⑰	引越しに係る領収書その他文書の写し ※引越し日、支払者、支払った期日、支出先、内訳、金額が記載されているもの	☐
⑱	リフォーム工事に係る領収書その他文書の写し ※契約日、支払者、支払った期日、支出先、金額の記載が必要です。（契約時の金額と支払額が異なる場合、支払額の内訳が分かる書類も必要です。） ※住宅ローンを利用している場合は、月々の支払いが確認できるもの	☐

裏面につづく

アンケートについてのご回答

①9

団地住替え支援事業に関するアンケート
(回答用紙又は右記の二次元バーコードにてご回答ください。)

